

- **料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し**
 - **無料公衆無線LAN環境の整備**
-

総務省

平成26年10月24日

概要

- **日本再興戦略**を踏まえ、世界最高水準のIT社会の実現に向けて、「2020年代に向けた情報通信の在り方」を**本年2月に情報通信審議会に諮問**し、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について審議。
- **本年10月、答申案を審議会**で議論。今後、パブリックコメントを経て、**年内に答申**を頂く予定。
- 答申を踏まえ、**平成26年通常国会に電気通信事業法の改正案**を提出すること検討。

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

④ 世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し

・NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、**電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年((注)平成26年)中に結論を得る。**

1. ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

①異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

- ・M2M^{※1}等による多種多様なサービス・新事業の創出のため、移動通信分野において、グループ内の事業者を除く、多様な事業者との連携等が可能となるよう、規制^{※2}を緩和

②光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

- ・NTT東西の光回線サービスの卸売りによるイノベーション創出に向けて、料金・提供条件の適正性・公平性及び一定の透明性が確保される仕組みを検討

2. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現

①主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

- ・更なる寡占化の防止のため、事業者のグループ化(合併、株式取得等)について審査を可能とする規律を導入するとともに、規制(禁止行為規制^{※2}等)の適用をグループ単位で判断する仕組みを導入

②移動通信サービスに関する競争の促進

- ・MVNO^{※3}の更なる普及促進による料金低廉化・サービス多様化のため、移動通信ネットワークの必要な部分のみを借りることが可能となる仕組み(アンバンドル)について規定を整備
- ・過度のキャッシュバック等の適正化や端末とネットワークの自由な組み合わせの実現のため、SIMロック^{※4}解除を推進

③超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

- ・固定通信分野の競争の促進による料金低廉化・サービス多様化のため、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、より専門的な知見に基づく検討に着手するとともに、NTT東西のNGN^{※5}の更なるオープン化のため、事業者間協議を促進

※1 M2M(Machine To Machine): 人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が作動するシステム。

※2 禁止行為規制: 公正競争を阻害することを防止するため、市場支配的事業者に対し、特定の事業者を不当に優先的・不利に取り扱うこと等を禁止する制度。

※3 MVNO(Mobile Virtual Network Operator): 電波の割当てを受けた事業者から移動通信ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者。

※4 SIM(Subscriber Identity Module) ロック: 携帯電話事業者が、自社のSIMカード等、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。

※5 NGN(Next Generation Network): 電話網に代わるNTT東西の新しいネットワーク(2008年3月から提供開始)であり、IP電話、高速インターネット等を提供可能。

概要

- 訪日外国人旅行者にとって選べて(Selectable)、使いやすく(Accessible)、高品質な(Quality)、ICT利用環境の実現を目指したアクションプランである、「SAQ² JAPAN Project」を6月に策定・公表。無料公衆無線LANの整備促進と利用の円滑化は、その重点取組事項の一つ。
- 訪日外国人旅行者が快適に利用できる無料公衆無線LANの利用環境を整備するため、総務省、観光庁が連携して、自治体、関係事業者等から構成される協議会を設立(本年8月29日)し、協議会において、利用開始手続きの簡素化・一元化、無料公衆無線LANの整備促進、海外への情報発信等を検討。
- また、観光拠点及び防災拠点における無料公衆無線LANの整備を促進するため、整備を実施する地方公共団体等への財政支援を実施する予定(平成27年度予算を要求中)。

(参考) 日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定)

第二. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

④ 新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据え、訪日外国人旅行者等に豊かなおもてなしサービスを提供するとともに、新たなイノベーション創出を図るため、観光地や防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を促進する。このため、関係事業者・団体等の参画による推進体制を本年夏までに構築し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続きの簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。

協議会の概要

訪日外国人旅行者が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、総務省、観光庁が連携して、自治体、関係事業者等から構成される協議会を8月29日に設立。

利用開始手続きの簡素化・一元化、無料公衆無線LANの整備促進、海外への情報発信の在り方等について検討を行う。

協議会の構成

<エリアオーナー>

- 空港
- 港湾
- 鉄道
- 自動車(バス、タクシー)
- 道路
- 宿泊施設
- 商業施設等
(コンビニ、外食チェーン、ショッピングセンター)

<自治体>

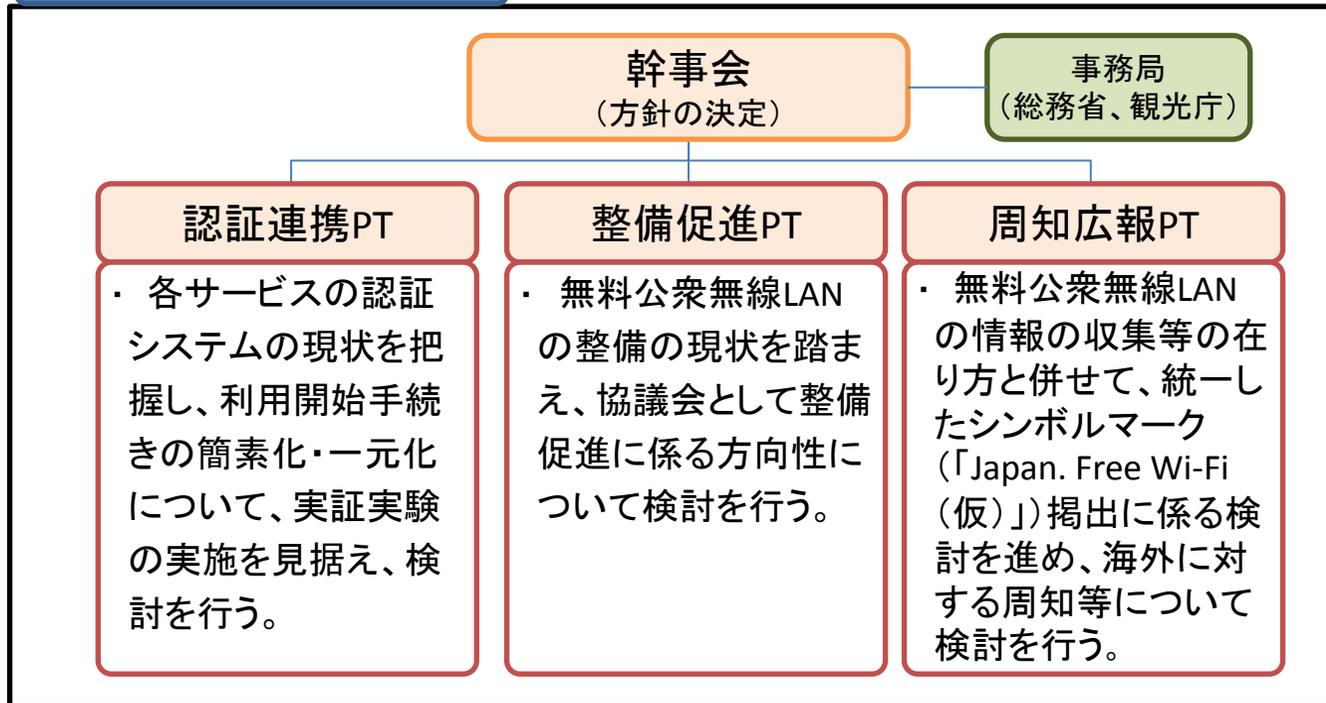
- 都道府県、市区町村

<通信事業者>

<その他>

- 総務省、観光庁(共同事務局)

協議会の運営体制



観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○H27年度概算要求額：14.0億円

○補助対象先：① 観光拠点：観光案内所、文化財、自然公園、博物館等

② 防災拠点：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○補助率：地方公共団体：1/2、第三セクター：1/3

イメージ図

観光拠点では、
移動環境に適したWi-Fiにより、
訪日外国人等、観光客の
利便性を向上

防災拠点では、
耐災害性の高いWi-Fiにより、
来訪者や住民の
災害時の安全を確保

公衆無線LAN環境の整備
Wi-Fiアクセスポイント Wi-Fiステーション

観光拠点

観光案内所



博物館



自然公園



文化財



スマートフォン タブレット端末

- ・必要な観光関連情報を収集
- ・観光客が旅行体験等を発信

防災拠点

役場本庁舎



避難場所



避難所



スマートフォン タブレット端末

- ・必要な災害関連情報を収集
- ・被災状況等を各所に配信

観光客・住民等

無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験

外国人旅行者の要望が特に高い無料公衆無線LANについて、一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて無料公衆無線LANが利用可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。

施策の概要

- (1) 無料公衆無線LANが空港、駅、コンビニエンスストア等各地で整備されつつあるが、利用に際してサービス提供者が異なるエリアごとに利用登録手続きを行う必要があることが外国人旅行者の負担となっていることから、一回の利用登録手続きによる利用を可能とするため、認証システム間の高度な連携を安全に実現するための実証実験を行う。
- (2) 本実証実験の結果について、検証結果を仕様書等にとりまとめ、観光庁、公衆無線LAN事業者、エリアオーナー等の関係者からなる「無料公衆無線LAN整備促進協議会」(本年8月29日設立)を通じ、実サービスへの展開を行う。
- (3) 以上により、外国人利用者が日本において異なる複数の無料公衆無線LANを利用する際に、サービス提供者が異なる場合でも一回の登録手続きしか要しない環境の実現を図る。

27年度概算要求額

250百万円

【平成27年度～平成28年度】

イメージ

認証システム連携基盤整備後

自国又は国内主要空港



認証システム連携基盤への
事前登録。

「日本Wi-Fi接続アプリ(仮)」のDL

メールアドレス等の必要な事項を入力し、
認証システム連携基盤に登録



国内でWi-Fi利用時は認証システム連携基盤を
利用することで、新たな登録手続きを行うことなく
利用可能。

一回の利用登録手続きで、サービス提供者
の垣根を越えて利用可能